

旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針について

1 旭川市児童虐待防止対策に関する有識者懇談会の開催経過

回数	時期	議題
第1回	7月20日	旭川市における児童虐待の現状及び課題に関すること
第2回	8月17日	旭川市の児童虐待防止に向けた取組強化の方向性について
第3回	10月16日	旭川市の児童虐待防止に向けた取組強化の方向性について
第4回	11月25日	児童虐待防止対策における市立児童相談所の役割と必要性について
第5回	1月中旬 (予定)	旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針（骨子案）について

2 旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針の策定専門部会に係る審議事項
旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針について

3 審議に当たっての進め方

2の審議事項を集中的に審議する必要があることから、審議会の中に専門部会を設置し、審議を進めていきたい。

4 審議スケジュール（案）

時期	項目	摘要
12月22日	子ども・子育て審議会	旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針策定専門部会の設置
1月下旬～ 2月上旬	旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針策定専門部会	旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針（素案）についての審議
3月中旬～ 4月中旬	意見提出手続 (パブリックコメント)	旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針（素案）に対する市民意見の聴取
5月予定	基本方針の策定	

旭川市児童虐待防止対策に関する有識者懇談会における主な意見（第1回～第4回）

1 虐待の発生予防・早期発見につながる取組強化

(1) 情報共有・連携の強化

- ア 情報共有をした上でアセスメントを行い、関係機関が役割分担して支援することが重要である。
- イ 関係機関に直接出向いて早い段階で相談を受けることにより、事態を改善させる積み重ねが大事である。
- ウ アセスメントを行い、担当部署を決めるのが連携ではなく、関係機関が一緒になって、重層的に支援することが連携である。
- エ 情報共有を行うためには、システムの導入が不可欠である。

(2) 相談支援体制の充実

- ア 母子保健と児童福祉系の子育て支援の分断が課題になっており、支援につながらない、つながり方を知らない親に安心してサービスを利用してもらえる仕組みづくりが大事である。
- イ 虐待予防で保健部門と子ども家庭総合支援拠点の連携体制、札幌市の虐待事例でも家庭児童相談にきちんと引き継がれていないという点があったので、引継ぎの基準をどう作るかがポイントである。
- ウ 子どもの意見、権利を尊重して方針を立てることは大事。子どもの年齢等、置かれた状況にもよるが、子どもが思うことを聞いて代弁するような第三者（アドボケート）を付けることが、子どもの意思を的確に捉えるために大事である。
- エ 要保護児童対策地域協議会は、虐待施策の中で機能すれば一番効果的な施策であり、この協議会を上手に動かして、構成機関が情報共有できるような体制を作っていくことが重要。
- オ 要保護児童対策地域協議会の位置付けは情報共有や連携を図る上で重要であり、調整機関の担当者は一定の司令塔的役割を果たせる職員を配置すると考えると、一定の権限があって、顔が利く人を配置した方が良い。
- カ 要保護児童対策地域協議会の会議の開催は、関係機関が求めれば開催するという制度設計が最低限必要であり、そういう仕組みでなければ改善すべき。
- キ リスクアセスメント、親や子どもへのケアなど高度な専門性を求められるので、専門職としてきちんと位置付け、育成するような人事施策をとることが重要。他地域との人事交流を含め、5年、10年掛けて専門職を育成して、市の人事の中に位置付けるべきである。
- ク 専門性の強化ということでは、虐待死事例の検証報告が公表されていて、札幌市の職員は全職員が読むことと徹底していると聞いている。道内で事案があった場合には、自分たちだったらどう防げるか検証してみることが大事。

2 市立児童相談所の役割と必要性

(1) 市立児童相談所の役割と必要性

ア 市の中で連携・協働をスムーズにしていくために市立児童相談所を持つ方がいいと述べられたことは重要な意味がある。現在中核市が児童相談所を持っているところは少ないので、市立の児童相談所を持たなくてもいいのではないかと、道立児童相談所ときちんとした連携する仕組みがあるわけで、そこをきちんと機能させれば問題は生じないということは理論としては成り立つと思うが、市の中の問題として市の他部局との連携がきちんと動いてもらうためにあった方がいいという趣旨であり、このことはとても大きいと思う。

イ 今の虐待対応の全体像を見たとき、介入し保護する時にどう動くかということもあるが、在宅支援をどうするかが重要なポイントで、在宅支援の枠組みをきちんと強化していくことが大事である、

ウ 一時保護の判断を自分たちでできるのは最大のメリットだと思う。組織と組織の狭間で命を落としてしまうという事例をたくさん見てきて、基礎自治体が現場に踏み込んだとしても権限がなければそこで児童相談所に連絡して一時保護をお願いしなければならぬというタイムラグが生じてしまう。さらにそこから児童相談所の職員が来るまでに子どもや家族の意識が変わってしまう。結果的に一時保護がより難しくなってしまう、最終的には一時保護ができないという事案もあったので、一番身近なところで、現場で支援をしていて地域を作ってきた自治体が一時保護権限を持つ児童相談所を持つということがメリットだと考える。時間的にも労力的にも組織の狭間や調整コストを削減でき、子どもの視点から見た場合も身近な中核市の規模がある基礎自治体が児童相談所を持つことはメリットだと考えている。

エ 一時保護における子どもの特性に応じた個別処遇は、重要で緊急な課題である。加害者となっている子もいて、その子と虐待の被害者が同じフロアにいる、小さい子から高校生まで混合対応されているということの限界は明らかであるので、それを変える機会になると思う。昨今の子どもの多様性を考えると一律にやるのはもはや限界なので、個別処遇に向けての対策もできるようになるのかなと思う。そのような意味でも個別・個室対応を含め一時保護所全体の改革を進めていく必要があるのではないと思う。

(2) 社会的養護

児童養護施設や里親等では、現在は他に兄弟がいて自分だけが社会的養護で暮らすということも多くなっている、家族との関係も抜きにできないと思う。施設入所が実際は地域から排除するという形になってしまっていて、ある時戻ってきた場合に混乱するということが起きてくる。主体的にその子に接し続けるという意味では市が児童相談所を持つことの意味があると思う。